

『新北海道スタイル』に基づく町内会（自治会）活動指針

苫小牧市町内会連合会

地域の“助け合い”や“コミュニティ活動”の機運が消滅しないように！
住民の皆さんが生活意欲を喪失しないように・・・！！

未だに先行きが見通せない中で、『新しい生活様式』や『新北海道スタイル』が叫ばれ、これまでの地域活動を一度リセットしなければならない場面も生じるのではないかと感じています。

役員の皆さんが有する豊富な経験と知識を活かしながら、『新しい生活様式』や『新北海道スタイル』における新たな地域活動の参考にしてみてください。

1 『新北海道スタイル』

国が示した「新しい生活様式」の北海道内における新しいライフスタイルやビジネススタイルが「新北海道スタイル」です。

2 『地域活動』

(1) 地域活動の実施にあたって

様々な地域活動は、地域住民の親睦や防災防犯、安全安心な環境作りなど、大変重要な役割を担っています。

一方で、地域でのお祭りや各種会議など、感染拡大が懸念される活動などについては、引き続き十分な配慮を行う必要があり、実施に向けた検討にあたっては中止や延期等も視野に入れた判断が求められます。

(2) 地域住民への理解

緊急事態宣言が解除され、今後は経済の活性化と感染拡大防止の両立が求められていますが、地域での活動再開に向け、十分な検討・対策を行った上で実施したとしても、感染拡大の不安を感じる住民は少なくありません。

「活動の必要性」や「実施する上での対策」など、十分に地域住民に周知し、理解と協力を得た上での活動が望まれます。

3 活動の基本的事項

(1) 基本的な感染症対策の実施

- 活動中における感染リスクの低減
 - ・手洗いや手指の消毒を徹底し、ウイルスを取り込んでしまう可能性を減らしましょう。
 - ・マスクやフェイスシールドの着用を徹底しましょう。（ただし、熱中症など気象環境や活動環境にも十分に注意してください。）
- 体調不良の方の活動自粛
 - ・事前に検温を行うなど、軽い風邪症状（のどの痛みや咳、発熱）がある方や体調がすぐれない方の参加を控えるよう呼びかけ理解を得ましょう。
 - ・その他、上記の症状が無い方でも、体調等に不安のある方などは、自主的に参加を控えるよう呼びかけ理解を得ましょう。また、代表者は活動が強制的にならないよう配慮しましょう。

(2) 「3密」（密集・密接・密閉）の徹底的な回避

- 密集しない
 - ・人がたくさん集まったり、少人数でも近い距離で集まることは避けましょう。
- 密接しない
 - ・互いに手が届く距離で会話や発声、運動などをすることは避けましょう。
- 密閉しない
 - ・窓がなかったり換気ができなかったりする場所での活動は避けましょう。

4 活動の留意点と特に注意する活動

(1) 留意点

- 苫小牧市が示す、別記『新型コロナウイルス感染症を防ぐために』を参照してください。
- 代表者は、活動前に感染症対策チェックリストなどを作成し、十分な対応がとられているか確認しましょう。（別記『感染症対策チェックリスト』参照）
- 参加者名簿を作成し、活動日から1か月程度保管しましょう。
作成にあたっては、個人情報保護の観点から、本人に同意を得た上で作成し、保管場所にも留意しましょう。万が一、感染者が発生し追跡調査が必要になった場合に活用します。（別記『参加者名簿』参照）
- イベント等に関しては、会場の収容状況や参加人数の上限等を考慮しましょう。
 - ※ 「北海道新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」（5/29）や開催時における、全国、全道、市内の感染対策状況などを参考にしてください。
 - ※ 「北海道コロナ通知システム」を活用してみてください。

(2) 特に注意する活動

複数での飲食や密が避けられないなど、感染リスクの高い活動については、中止・延期等も考慮に入れた検討を行い、やむを得ず実施する場合はこれまでに掲げた基本的な感染症対策を徹底し、実施してください。

○ 調理、会食を伴う活動

○ 密接が避けられない活動（例：囲碁、将棋、麻雀など）

※ マスクやフェイスシールドの着用を心がけてください。

※ “一局ごと”、“半荘ごと”に休憩や給水タイムを取り、衛生管理や熱中症対策をしてください。

○ 専ら運動することを目的とした活動（例：踊り、ダンス、体操、運動会など）

○ 密閉した部屋で大きな声を出すことや歌う活動（例：合唱、カラオケなど）

※ 各地で「昼間カラオケ」による感染拡大が話題になっています。

各町内会(自治会)におかれましても「北海道スタイル安心宣言」を尊重し、「カラオケを利用する店舗では利用者名簿の作成に協力する」、「使う人ごとにマイクやリモコを消毒する」など十分な感染予防対策などについて声掛けをお願いします。

5 各種活動事例における具体的な留意点

これまでの内容を取り入れながら、各種活動事例における具体的な留意点をお示しします。なお、記載の活動はあくまで一例となりますので、各町内会(自治会)では、活動内容に応じて、適宜、感染拡大防止の対策に努めてください。

(1) 定期総会等、各種会議の開催

・可能であれば、書面開催を検討する。

・集まる場合は、書面表決や委任の手段を活用し、最小限の人数で開催する。

※ 各種書式や進め方、開催方法等は市民生活課又は町連事務局にお問合せ下さい。

(2) 清掃活動、花壇整備など

・作業はできるだけ2メートル以上離れて行う。

・作業中は、マスク、手袋を着用し、大声での会話は控え接触機会も減らす。

(3) 地域のお祭り

・調理員は必ずマスク、手袋を着用し、手袋はこまめに交換する。

・複数で扱う調理器具、食器はこまめに消毒・洗浄する。

・出店などへの行列で密集が起こらないよう、整理券を配布するなど工夫する。

・受付表などを設置し、可能な限り参加者の把握に努める。

・会場内に密集となるような飲食場所（コーナー）は設けない。など

(4) 各種会合

・座席の間隔をできるだけ2メートル以上空ける。

・対面座席は避け、マスク、フェイスシールドの着用等により飛沫感染を防ぐ。

- ・会場内での飲食等はできるだけ避ける。なお、お弁当の持ち帰り等についても衛生面等（腐敗等）を留意し検討する。

(5) 会費の集金活動

- ・実施時期や集金方法などを工夫する。
 - ・訪問時はマスクの着用やショット綿（アルコールのカット綿）等を使用する。
- ※ 金銭受渡しの際など、訪問する側も、される側も、感情的な配慮が必要。

(6) ラジオ体操等（屋外では・・・）

- ・地面にマーキングし、参加者ができるだけ2メートル以上距離を置くようにする。
- ・体操時も、原則マスクの着用を。（開始前、体操中、終了後及び熱中症などのマスク着用には配慮が必要。）
- ・押印などは、キャラクターシールなどを用いて、子ども達自身で貼る工夫により、密接を回避します。
- ・終了後は、その場に長く留まらぬよう、早期解散を促す。

(7) 回覧

- ・緊急性等を考慮し、回覧の要否を十分に検討する。
- ・地域活動の告知等を行う場合は、実施にあたっての感染拡大防止策を明記し、地域住民の理解を得る。
- ・直接の手渡しは避け、郵便受けに入れる。
- ・回収後の除菌を考慮する。

6 適用期間

緊急事態宣言が解除され、市民生活や経済活動も新たなステージに入っています。しかし、収束（終息）にはまだまだ時間がかかるものと思われ、次年度以降においても、なお、継続的な取組が予想されます。

今後におきましては、新聞・テレビ等の報道に注意しながら、また隣接する（ブロック内）町内会相互に情報を交換しながら活動に必要な対策をお願いします。

本会と致しましても、状況の変化にともなう新たな情報の発信に努めるとともに、苦小牧市に対してもタイムリーな情報提供や対策等について要請していきたいと考えています。

しかし、そぉ～は言っても・・・

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、人と人との接触を減らし、作業の効率化を図る取組が増えていきます。

しかし、こうした状況は『町内会の大切な役割』を見失うことにつながりかねません。これまで、受け継がれてきた“コミュニティ活動”の機運が消滅しないように新たな活動につなげる工夫が求められています。

◎ 『3密を避ける・・・』は難しいですよ !!

◎ 「2メートルの間隔」や「テーブルに一人」、「窓(戸)を開けて・・・」

⇒ 町内会館の会議室などは、限られたスペースでテーブルやイスなども限りがあります。“3密を避ける”ため、現実的に可能な最大限の対応をお願いします。

⇒ マスク着用で会議室の入室前の手洗い励行などを心がけてください。

⇒ 季節や天候、外気温、室温によって窓や扉の開閉が難しい場面もあります。開閉のタイミングや開閉時間などを考慮してください。

⇒ 役員会等は、短時間で終わるように努めてください。

また、『拡大役員会』的に人数を減らし、他の役員にはその結果を電話や FAX、Mail、LINEで報告、確認をするようにしてください。

◎ 『回覧板』、『会費の集金』はイヤですよ !!

◎ 訪問する側もされる側も不安や負担を感じる方がいらっしゃいます。

⇒ 最近では、回覧板を廃止したり、町内会費も3ヵ月、6ヵ月、1年という単位で集金をする町内会(自治会)が増えているようです。

それぞれ、ご近所同士のお付き合いの中で回覧板や、会費の集金などを工夫してみてください。

⇒ 町内会(地域)情報の発信や共有にFacebookやLINEなどを活用している町内会(自治会)もあります。今後に向けた新たな取組の一つとして、SNS(ソーシャルネットワークサービス)の取組を検討する機会かもしれません。

※ 全国的には、メール機能を使った町内会・自治会向けの回覧板サービスの導入があるようです。(SNSを使った電子回覧板)

◎ “・・・だけじゃなく”、使い分ける工夫を! (柔軟な発想と創意工夫で!)

苫小牧市町内会連合会

電話 0144-32-6609 FAX 0144-32-4322

E-mail: toma-tyouren@tomakomai-tyouren.jp

<http://tomakomai-tyouren.jp/>